

摂津市立鳥飼東小学校「学校協議会」設置要項

～ 「基本的な考え方」補足・「各校要項」指針 ～

（設置）

第1条 摂津市立鳥飼東小学校に学校協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（趣旨及び目的）

第2条 協議会は、保護者や地域住民の声を把握して、学校運営に反映させることにより、開かれた学校づくりを進めるために、組織的・恒常的な協議の場として設置する。

また、協議会は、校長の求めに応じて、保護者や地域住民、有識者等が参加して多様な観点から意見交換や提言を行うことにより、保護者や地域住民等の学校に対する理解と信頼を深めるとともに、学校運営の改善に資することを目的とする。

（役割）

第3条 協議会は、校長の求めに応じて、次の事項について意見交換や提言を行う。
ただし、校長が協議会に意見を求める事項は、校長が行う学校運営等に関する事項であって、校長の権限に属するものの内、校長が必要と認める事項とする。

- 一 学校運営や教育活動に関すること。
- 二 学校教育自己診断等の結果に基づく学校運営や教育活動の改善の方策等に関すること。
- 三 地域との連携の進め方に関すること。
- 四 その他、前条の趣旨を実現するために必要なこと。

（委嘱）

第4条 委員は、校長が討議を求める協議内容について、関心や専門的知識をもつ保護者や地域住民、有識者等の内から、校長が選定し、委嘱する。校長が認めたものを除き、次の各号のいずれかに該当するものを委員として委嘱することはできない。

- a 当該学校の教職員及び摂津市立学校園の教職員
- b 児童又は生徒
- c 教育委員及び教育委員会事務局職員
- d 前各号に定めるもののほか、職務や権限に基づき当該学校運営に関係する者

2 委員の人数は、5名程度とする。

（任期等）

第5条 委員の任期は委嘱の日から当該年度の3月31日までとし、再任することができる。

2 特別の事情がある場合、校長は任期の途中で委員を解任することができる。

- 3 校長は、委員に欠員が生じた時、新たな委員を委嘱することができる。この場合、任期は前任者の残任期間とする。

(会議の運営等)

第6条 委員の中から会長を互選する。

- 2 会長は、校長の求めに応じて協議会を招集する。
- 3 会長は、校長の提示した協議課題について、意見交換や提言を行うために会議を運営する。
- 4 校長は、協議事項について説明し、必要に応じて意見を述べる。
- 5 協議会は必要に応じ、校長の同意を得て、委員以外から意見を聴取することができる。
- 6 協議会は必要に応じ、校長の同意を得て、事務局員の協議会への出席を求めることができる。
- 7 校長は、協議会で出された意見や提言について校内で検討し、その結果を協議会に説明する。
- 8 学校は、協議事項や協議会で出された意見や提言について、保護者や地域社会に広く情報提供を行う。
- 9 協議会は原則として公開とする。ただし、学校運営への支障やプライバシーの侵害のおそれがあるなどの場合は、非公開とすることができる。
- 10 校長は、委員の委嘱や協議会の運営について、必要に応じ教育委員会と協議を行う。

(遵守事項)

第7条 協議会の委員は、その職務を遂行するにあたって、本要項及び校長の定める事項に従わなければならない。

- 2 校長は、委員に対して、協議会において知り得たことについて守秘義務を課すことができる。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は本校に置き、協議会に関する庶務を行う。

- 2 事務局の構成は、教頭をはじめ教職員若干名とする。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、学校協議会に関して必要な事項は、校長が定めるものとする。

附則 本要項は、令和2年6月25日から施行する。